

## 豊中市歯科健康づくり推進運動市長賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市歯科健康づくり推進運動市長賞の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(市長賞の対象者)

第2条 市長賞の対象者は次の各号に該当する者とし、歯及び口腔の健康状態が著しく良好と認められた者のうちから若干名を賞する。

- (1) 毎年、12月31日を基準日とし、市長賞を受ける前年の基準日に79歳以上で授与日に豊中市在住の者。
- (2) 20本以上残存歯(第3大臼歯含む)があり全身的に健康な者。(Brのダミーは欠損扱いする。)
- (3) 過去に市長賞を受賞した者は除く。(対象外とする)

(審査)

第3条 市長賞を受けようとする者は、大阪府後期高齢者医療の被保険者は大阪府歯科医師会会員の歯科医院にて後期高齢者医療歯科健康診査を、大阪府後期高齢者の被保険者以外は豊中市歯科医師会員の歯科医院にて豊中市歯科健康診査を受診する。

2 豊中市歯科医師会長は、前項に掲げる各歯科健康診査を受けた者のうちから歯及び口腔状態の著しく良好な者を豊中市長に報告するものとする。

(市長賞授与日)

第4条 市長賞授与日は原則豊中市民健康展開催日とする。

(その他)

第5条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成8年(1996年)9月1日から実施する。

この要綱は、平成13年(2001年)9月1日から実施する。

この要綱は、平成18年(2006年)9月1日から実施する。

この要綱は、平成21年(2009年)8月10日から実施する。

この要綱は、平成25年(2013年)4月1日から実施する。

この要綱は、令和元年(2019年)12月23日から実施する。